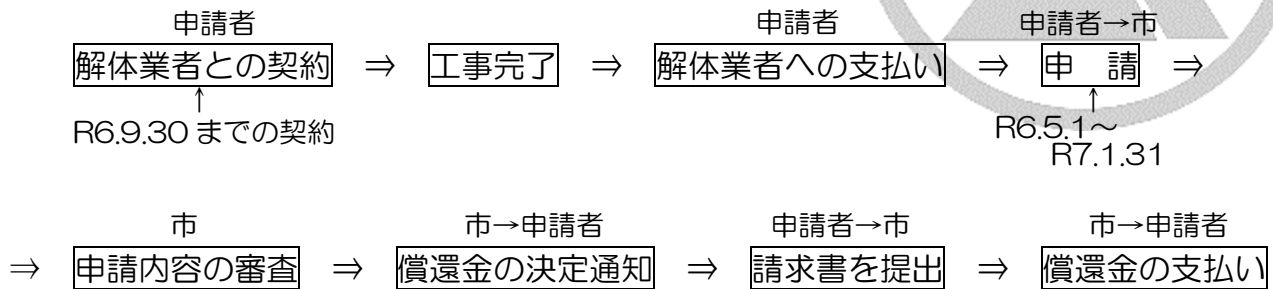


被災家屋等の解体（自費解体、撤去）に係る費用償還のご案内

本制度は、令和6年能登半島地震により被災した家屋等について、既にご自身で解体、撤去された方、これから解体・撤去工事をご自身で発注される方を対象として、費用の償還を行うものです。

(1) 償還金支払いまでの流れ



※申請受付後に審査等を行い、償還金額を決定通知書にてお知らせします。

※償還金額は、市の基準で算定しますので、支払われた費用の全額が償還とならない場合があります。

(2) 償還の対象物件

① <被災した家屋等>

「り災証明書」または「被災証明書」で『半壊』以上と判定された家屋等

② <被災した中小企業者又はこれに準ずる公益法人等の事業所等>

「り災証明書」または「被災証明書」で『半壊』以上と判定された事業所等

③ <敷地内の災害廃棄物（がれきなど）の撤去>

※部分的な解体やリフォーム等の改修工事は対象となりません。

※②「中小企業者」とは中小企業基本法第2条に規定されているもの、「公益法人等」とは、法人税法第2条第6号に規定されているものです。

(3) 償還の対象工事

解体工事業者との契約が令和6年9月30日（月）までに締結されたものとなります。

※解体工事業者とは、解体や収集運搬について必要な許可等を取得しているものに限りま。

(4) 申請期間

令和6年5月1日（水）～令和7年1月31日（金） ※予約制

<公費解体受付専用ダイヤル 080-7974-1737（土日祝含む 8時30分から17時まで）>

<公費解体受付ウェブ予約 [外部リンク](#)>

(5) 申請窓口・お問合せ

<珠洲市民図書館（珠洲市野々江町工部1番5）>

<公費解体受付専用ダイヤル 080-7974-1737（土日祝含む 8時30分から17時まで）>

◆**自費解体、撤去に係る償還申請書 【様式第1号】に添付するもの**

※表面「(2) 償還の対象物件」のうち、敷地内の災害廃棄物（がれきなど）の撤去のみに該当される方は、③④⑥⑧は不要です。

☆申請に必要な書類☆		
～申請者本人が提出する場合～		
<input type="checkbox"/>	①申請者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	②個人：印鑑登録証明書 法人：印鑑証明書 ※法人の登記事項は市で確認します	個人の場合で、申請書(氏名欄)が自署の場合は不要
<input type="checkbox"/>	③り災証明書、被災証明書（写し）	解体する家屋等それぞれに必要
<input type="checkbox"/>	④登記事項証明書（建物・全部） ※申請書の「被災建物等の数・種類」が(1)か(2)の場合 <市で確認するため、提出の必要はありません>	未登記の場合は、「固定資産税課税明細」または「名寄帳」の提出が必要となります。【税務課で取得】
<input type="checkbox"/>	⑤登記事項証明書（土地・全部） ※申請書の「被災建物等の数・種類」が(3)のみの場合 <市で確認するため、提出の必要はありません>	
<input type="checkbox"/>	⑥建物配置図 <様式 1-①>	
<input type="checkbox"/>	⑦解体撤去に係る各工程（解体前、解体中、解体後）の写真 <様式 1-②>	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑧建物解体証明書	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑨解体、撤去に係る契約書（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑩解体、撤去に関する領収証（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑪解体、撤去に関する内訳書（写し）	解体業者が発行
<input type="checkbox"/>	⑫解体、撤去工事で排出した廃棄物のマニフェスト伝票（E票）の写し	解体業者が発行
★場合により必要な書類★		
～申請者と提出者が異なる場合（代理人）～（③～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑬提出者本人を確認できるもの	例：運転免許証など
<input type="checkbox"/>	⑭委任状 <様式 1-③>	
<input type="checkbox"/>	⑮申請者（委任者）の印鑑登録証明書	
～申請者と家屋等の所有者が異なる場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑯同意書 <様式 1-④>	
<input type="checkbox"/>	⑰所有者の印鑑登録証明書	
～家屋等が共有名義の場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑱同意書 <様式 1-④>	
<input type="checkbox"/>	⑲申請者を除く共有者全員の印鑑登録証明書	
～所有者が死亡しその相続人が申請する場合～（①～⑫に加えて以下の書類を提出）		
<input type="checkbox"/>	⑳同意書 <様式 1-④> または遺産分割協議書	相続人が1人の場合を除く
<input type="checkbox"/>	㉑所有者と相続人の関係を確認できるもの	例：戸籍謄本
<input type="checkbox"/>	㉒申請者を除く相続人全員の印鑑登録証明書	相続人が1人の場合を除く